

事 務 連 絡
令和2年3月31日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」
に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和2年1月29日付けで送付しました「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」に対して複数の照会をいただきました。個別の回答は控えますが、主な質疑への回答について、別添のとおり、送付します。

内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(人工内耳)

Q1 補装具費支給制度上、原則、同制度を利用して交付されたものに対する修理を行う際に費用の支給をしているが、今回、人工内耳の修理基準のみが追加される理由如何。

A 人工内耳の植込術を行った場合の費用及び人工内耳用材料が破損した場合等における交換に係る費用については、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器を含め医療保険の給付対象である(別紙参照)が、人工内耳用音声信号処理装置について、破損はしていないが「修理」を要する場合の費用について、従来から自己負担とされていた。

そのため、人工内耳用音声信号処理装置の「修理」の取扱いについては、令和元年に関係団体等を対象に実施した「補装具に関するヒアリング」においてご意見が寄せられたことを受け、外部有識者で構成される補装具評価検討会において議論した結果、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置に限る)を補装具費支給制度の修理基準に追加することが妥当と判断され、本改正に至る。

(人工内耳)

Q2 人工内耳の修理基準について、どの部品が、どのような場合に対象となるかを具体的に明示してほしい。

A 今回、補装具費支給制度の修理基準で対象とするのは、医師が必要と判断した「人工内耳用音声信号処理装置(標準型や残存聴力活用型)」の修理のみとなる。

よって、以下の機器の交換や修理は本取扱いの対象外となる。

(対象外)

- ①人工内耳用インプラント
- ②人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）
- ③人工内耳用音声信号処理装置の電池

(人工内耳)

Q3 人工内耳用音声信号処理装置の単なる機種交換については、補装具費支給制度で対応しないという認識でよろしいか。

A 新製品が出たことによる聴力の向上を期待した交換等、本人の選好による機種交換は、補装具費の支給対象とならない。

(人工内耳)

Q4 自治体は人工内耳用音声信号処理装置の修理の支給決定に当たり、どのような観点で判断すればよいのか。

A 今般、補装具費支給事務取扱要領において、「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」を追加した。従来、申請時に添付している「補装具費支給意見書」に加え、本様式を参考に必要事項を確認されたい。詳細は、補装具費支給事務取扱要領を参照されたい。

なお、様式2を含め、本改正については、関係する学会等も周知を行う予定である。

(人工内耳)

Q5 人工内耳について、補装具の修理に係る費用の額の基準は、補装具告示の別表の規定による価格の100分の106に相当

する額か、それとも 100 分の 110 に相当する額となるのか。

- A 人工内耳については、身体障害者用物品ではないため、課税扱いとなる。よって、別表の規定による価格の 100 分の 110 に相当する額となる。

(修理基準全般)

Q6 補装具業者の保証期間内である場合や、任意保険に加入している場合も補装具費（修理）の支給対象となるのか。

- A 修理や再支給の必要がある場合、市町村は他制度による適用の有無を確認した上で、補装具業者が定める保証期間や任意保険加入の有無について、補装具業者や本人に聴取・確認等を行い、それらで対応が可能な場合は優先的に活用し、対応いただきたい。

(借受け)

Q7 「補装具費支給に係る Q&A の送付について（平成 30 年 5 月 11 日事務連絡）」の Q2 において、「借受けに係る補装具費の支給は、運用上、3 ヶ月程度まとめて支給しても差し支えない」されているが、補装具費支給事務取扱指針に基づく様式例第 8 号の補装具費支給券についても、複数月分をまとめて交付することは可能か。

また、複数の完成用部品の借受けについて支給決定する場合に、部品毎に支給券の交付が必要か。

- A 事務処理負担軽減の観点から、複数月分を 1 枚の支給券にまとめて記載し交付して差し支えない。なお、その際は、様式例第 8 号に支給券の対象期間を明示する等、複数月の状況が分かるよう記載

内容を工夫すること。

また、複数の完成用部品の借受けの支給決定を行う場合も、1枚の支給券にまとめて記載し交付して差し支えない。

保険適用されている難聴患者への主な診療行為

■手術

○人工内耳植込術 40,810点

■人工内耳用材料

(1) 人工内耳用インプラント(電極及び受信－刺激器) 1,650,000円

(2) 人工内耳用音声信号処理装置

① 標準型 940,000円 ② 残存聴力活用型 932,000円

(3) 人工内耳用ヘッドセット

① マイクロホン 38,700円 ② 送信コイル 10,700円

③ 送信ケーブル 2,740円 ④ マグネット 7,840円

⑤ 接続ケーブル 4,480円

【主な留意事項】

人工内耳材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種種の交換等の場合は算定できない。

■医学管理

○高度難聴指導管理料

・ 人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 500点

・ その他の場合 420点

人工内耳植込術を行った患者、伝音性難聴で両耳の聴力レベルが60dB以上の場合、混合性難聴又は感音性難聴の患者について、耳鼻咽喉科の医師が療養上必要な指導を行った場合に算定する。

・ 人工内耳機器調整加算 800点

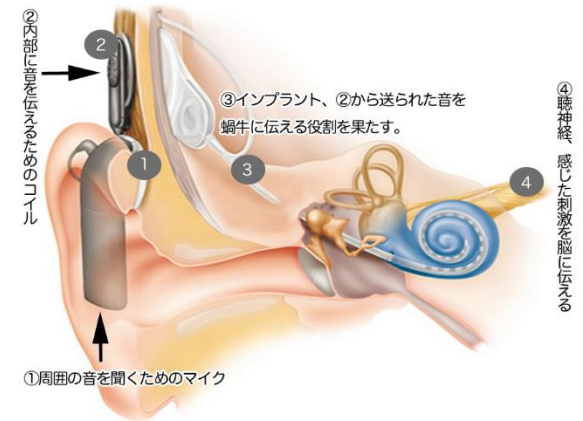
人工内耳植込術を行った患者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の機器調整(※)を行った場合は、6歳未満の乳幼児については3月に1回に限り、6歳以上の患者については6月に1回に限り加算する。

※ 人工内耳用音声信号処理装置の機器調整とは、人工内耳用音声信号処理装置と機器調整専用のソフトウェアが搭載されたコンピューターを接続し、人工内耳用インプラントの電気的な刺激方法及び大きさ等について装用者に適した調整を行うことをいう。

■検査

○補聴器適合検査 1回目 1,300点 2回目以降 700点 (月2回に限る)

聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上、音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。



※人工内耳用材料の定義

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4) 整形用品」であって、一般的名称が「人工内耳」であること。
- ② 補聴器では症状の改善が見られない高度感音性難聴又は補聴器では十分な症状改善が得られない低音域に残存聴力を有する高音急墜型聴力像を呈する感音難聴に対して、人工内耳植込術を実施するに際し、聴力改善を目的に使用するものであること。